

被用者が使用者の事業の執行について第三者に加えた損害を賠償した場合における被用者の使用者に対する求償の可否

最判令和2・2・28民集74巻2号106頁

東北大学大学院法学研究科博士後期課程 栗小焱

I. 事実の概要

II. 判旨

III. 評釈

1. 本判決の意義

2. 従来の裁判例の動向

3. 従来の学説の状況

4. 本判決の評価

(1) 逆求償の可否について

(2) 逆求償が認められる範囲

I. 事実の概要

Xは、Y社に雇用され、トラック運転手として荷物の運送業務に従事していた。Y社はその事業に使用する車両すべてについて自動車保険契約等を締結していなかった。平成22年7月、Xは業務でトラックを運転中、Aの運転する自転車に衝突し、Aを転倒させる事故を起こした。Aは、これにより死亡した。Y社は、Aの治療費として47万円余りを支払った。

Aの相続人は、その長男B及び二男Cであった。平成24年12月、CはY社に対し

て損害賠償請求訴訟を起こした。平成25年9月にY社はCに和解金など1300万円余りを支払い、訴訟上の和解が成立した。

平成24年12月、BはXに対して損害賠償請求訴訟を提起した。平成27年9月、その控訴審は1400万円弱の限度でBの請求を認容した判決を言い渡し、同判決は確定した。

Bの所在不明による受領不能を理由として、Xは平成28年6月に1552万円余りを弁済供託した。

平成27年にXはY社に対し、主位的に、

Aの被害全額をYが負担するという合意に基づき、予備的に、使用者に対する逆求償権に基づいて（以下、本稿では賠償義務を履行した被用者から使用者に対する求償を「逆求償」という）、XがBに対し支払った1552万円余の賠償金の支払を求め提訴した。また、Y社はXに対して、Cに支払った上記の和解金相当額を求める反訴を提起した。

第一審（大阪高判平成29・9・29民集74巻2号125頁）は、上記主位的請求中に主張されている合意は不成立であると判断した。これに対して、予備的主張については、使用者と被用者間の責任が不真正連帯債務であるとし、使用者の最終的な負担割合の存在（75%）を肯定し、当該割合に基づき、Xの請求の一部（約840万円）を認容した。また、Y社の反訴請求は認められなかった。

控訴審（大阪高判平成30・4・27民集74巻2号139頁）は、①使用者責任は、被用者無資力の危険に備え、被害者の保護のために使用者に代位責任を負わせるものにすぎないこと、及び②使用者から被用者への求償の制限は、信義則に基づき、その権利の行使が制限されることがあるにすぎないことを理由に、使用者責任の趣旨や「民法715条3項の求償権が制限される場合と同じ理由をもって、逆求償という権利が発生する根拠とまではすることは困難である」と述べ、使用者の最終的な責任部分の存在を前提とする逆求償を明確に否定した。

II. 判旨

破棄差戻

「民法715条1項が規定する使用者責任は、使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあることや、自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさせる

危険を増大させていることに着目し、損害の公平な分担という見地から、その事業の執行について被用者が第三者に加えた損害を使用者に負担させることとしたものである（最高裁昭和・・・32年4月30日第三小法廷判決・民集11巻4号64頁参照、最高裁昭和・・・63年7月1日第二小法廷判決・民集42巻6号451頁参照）。このような使用者責任の趣旨からすれば、使用者は、その事業の執行により損害を被った第三者に対する関係において損害賠償義務を負うのみならず、被用者との関係においても、損害の全部又は一部について負担すべき場合があると解すべきである。

また、使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対して求償することができるものと解すべきところ（最高裁昭和・・・51年7月8日第一小法廷判決・民集30巻7号689頁）、上記の場合と被用者が第三者の被った損害を賠償した場合とで、使用者の損害の負担について異なる結果となることは相当でない。

以上によれば、被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合には、被用者は、上記諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができるものと解すべきである。」

なお、本判決には、菅野博之裁判官・草野耕一裁判官の補足意見及び三浦守裁判

官の補足意見がある。

III. 評釈

1. 本判決の意義

本判決は、最高裁が初めて被用者から使用者への求償（逆求償）を認めた判決である。

本判決は、使用者責任の根拠を理由に、使用者が、その被用者の不法行為につき、被害者との関係で損害賠償義務を負うだけでなく、被用者との関係でも最終的に負担すべき部分（それは、使用者の「固有の責任部分」である）があると判断した。

本判決が引用する最判昭和51・7・8民集30巻7号689頁（以下、「昭和51年判決」と略称する）は、すでに信義則により被害者に先賠した使用者から被用者への求償が制限されることを認めていた。これに対して、本判決は、単なる信義則ではなく、使用者の固有の責任部分を肯定することによって、使用者そもそも全面的な求償権を有さず、使用者の求償権への制限が原則的であることを導いている。

また、本判決は、昭和51年判決が使用者の求償権が制限される範囲を決する各要素を、使用者・被用者間において各自の最終的な負担割合を判断する際の考慮要素としても位置づけた点にも意義がある。

さらに、本判決の補足意見は、貨物自動車運送事業に関する事案において、逆求償の範囲を判断するに当たって考慮要素を挙げており、被用者の責任範囲を限定する視点を示している点にも注目される。

2. 従来の裁判例の動向

（1）使用者から被用者への求償の制限について

これまでの最高裁の判例には被用者から使用者への逆求償の存否を明確に示したものはなかった。しかし、本判決を引用する昭和51年判決は、使用者から被用者への求償や損害賠償等が信義則に基づいて制限されることを認めていた。

昭和51年判決は、使用者が運転者として雇われた被用者が起した自動車事故について、①被害者に被った損害賠償を支払ったことによる求償と、②使用者自己の車両に被った損害賠償の請求について、信義則上の制限に基づき、一部のみを肯定した事案である。

同事件で最高裁は、「使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができる」と判示した。

ただし、この判旨は抽象的である。求償権の制限の理解について、①使用者に全額求償が存在することを前提に、その権利行使の制限を設けたものなのか、それとも、②使用者は被用者との内部関係で最終的な損害分担割合があり、実体法上縮減された求償権しか有していないものなのかは、最高裁の判示から明らかではなかった⁽¹⁾。

⁽¹⁾ 佐藤康紀「判批」新・判例解説Watch27号（2020）91頁。國武英生「判批」法律時報92巻12号140頁。中原太郎「事業遂行者の責任規範と責任原理（二）—使用者責任とその周辺問題に関する再検

(2) 被用者から使用者への求償について逆求償に関する最高裁判例はこれまでなく、下級審裁判例の中で、逆求償について肯定した事例として、①佐賀地裁平成 27・9・11 労働判例 1172 号 81 頁 (以下、「信州フーズ事件」と略称する) と②大分地裁平 28・2・5 判例秘書 L07151523⁽²⁾ (以下、「結婚式運営会社 A 事件」と略称する) の二つがある。

裁判例①は、被用者がその業務の執行につき発生した交通事故により、相手方に損害賠償金の全額を支払ったことから、その賠償金について使用者に対する逆求償の可否が争われた事案である。

その第一審判決 (鳥栖簡裁平成 27・4・9 労働判例 1172 号 87 頁) は、逆求償について、使用者から被用者への損害賠償・求償の制限「と平行に理解されるべきである」として、信義則上相当と認められる範囲内で、逆求償を肯定した。この「平行に理解」するという表現は、逆求償の根拠を使用者の求償権の制限と同様に信義則に求めることを意味すると考える。

控訴審は、使用者・被用者間の関係を不真正連帯債務者の関係と把握し、「使用者は被用者の活動によって自己の活動領域を拡張しているという関係に立つこと」を理由とする「いわゆる報償責任」を根拠として使用者の固有の責任部分を存在することを前提に逆求償を認める立場を示した。

裁判例②は、結婚式場の元従業員が、披露宴で新婦が着用したウェディングドレス

スを破損させ、被害者に先に弁償したことによって、被用者として使用者に対する逆求償の可否を争う事案である。同判決は、「使用者責任の帰責原理としての報償責任及び危険責任原理」から、使用者・被用者間の関係において使用者に対して、被用者の不法行為による「損害賠償責任の一部の転嫁」を正当化した。

また、同判決では、被用者が「使用者の指示に従ってその企業に従事した側面を有すること」と、使用者が被害者に先賠した場合に使用者から被用者への求償が制限されることとの均衡も、使用者の固有の責任を肯定した補充的な理由として挙げられていた。

以上の二つの裁判例はいずれも、使用者・被用者間において使用者の固有の責任部分を肯定し逆求償を認めた。使用者の固有の負担部分を観念する理由付けについて、①信義則に基づいた使用者・被用者間の責任負担、②不真正連帯債務における求償、③使用者責任の帰責原理である報償責任・危険責任原理⁽³⁾、④労働関係における被用者の従属性、⑤使用者の求償が制限されることとの均衡が挙げられていた。

3. 従来の学説の状況

使用者から使用者へ求償 (順求償) の制限の可否、あるいは、被用者からの使用者への逆求償の可否といった問題は、学説では、使用者・被用者間にどのように負担分配がなされるのかという問題と関連付けられてきた。

討」法学協会雑誌 128 巻 2 号 (2011) 302-303 頁。

⁽²⁾ 公刊物未搭載。

⁽³⁾ 従来の通説によれば、なぜ被用者の不法行為について使用者が責任を負わなければならないのかという使用者責任を支える基本的な考え方について、二つの原理を見ることができる。一つは、使用者が被用者を用いることで新たな危険を創造したり、拡大したりしている以上、使用者は被用者による危険の実現につき責任を負担すべきであるという危険責任原理である。もう一つは、使用者が被用者を用いることで事業活動上の利益を上げている以上、使用者は被用者による事業活動の危険も負担すべきであるという報償責任原理である。潮見佳男『債権各論Ⅱ不法行為法〔第 3 版〕』(新世社、2017) 141-142 頁。

(1) 代位責任を肩代わり責任として、使用者の求償のみ可能とする見解

従来の通説によれば、使用者責任は代位責任と理解されてきた⁽⁴⁾。使用者責任は被用者という他人の不法行為に対する責任を課せられたものであって、被用者が本来負うべき責任を使用者が代わって負うものとみる。その理解に基づけば、使用者が被用者に全面的に求償するのは当然である。

しかし、被用者の労働を基礎として利益をあげる使用者が、企業活動により第三者に生じさせた損害を全て被用者に転嫁するのは不適切であるし、被用者に酷な場合があるとの批判がされることになり、求償をある程度を制限すべきという主張が登場した⁽⁵⁾。学説上、権利濫用⁽⁶⁾や過失相殺⁽⁷⁾等様々な理由で、求償権の行使を制限することが主張されるようになった。ただし、その制限は求償権の行使のレベルで制限するものである。原則的に使用者には全面的な求償権が認められ、被用者の逆求償は否定されるものと思われる。

(2) 被用者からの逆求償も可能とする見解

だが、学説全体の流れは、被用者の逆求償を肯定する立場へとシフトしている。逆求償の承認の理由付けについて様々な見

解が存在している。以下のように、4種類の見解に整理する。

第1に、安全配慮義務の不履行を根拠とする見解である。使用関係が労働契約に基づく労働関係である場合に、使用者は、労働契約に基づき被用者がその不法行為を発生しないような職場の労働環境を整備する安全配慮義務がある。使用者の安全配慮義務違反による損害賠償請求権を根拠として被用者からの逆求償が認められる⁽⁸⁾。

第2に、逆求償の法律上の発生原因については明示せず、使用者責任の趣旨である報償責任・危険責任原理を実質的な根拠として使用者固有の負担部分が存在することを説明する見解(以下、「固有責任説」⁽⁹⁾とする)である。その見解によれば、報償責任・危険責任の考え方が使用者の被害者に対する責任を説明することができるだけでなく、対内的にも被用者の責任を制限する根拠とするのも妥当であるとする。労働者の報酬は利益の分配を意味しておらず、使用者・被用者間の内部関係において使用者こそが最終的な利益帰属主体である。にもかかわらず、企業活動に生じる損害を全て使用者の指示に従って危険な活動に従事している被用者に転嫁するのは不合理である。したがって、使用者にも固有の負担割合があるのが妥当であると説明する⁽¹⁰⁾。

⁽⁴⁾ 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為(下巻)』(青林書院、1981年)682頁。

⁽⁵⁾ 神田孝夫「使用者責任における求償権の制限」ジュリスト臨時増刊642号80頁。

⁽⁶⁾ 危険の企業で多大の利益を収めている使用者が求償権を行使するのは一般的には権利の濫用である。石田文次郎『債権各論講義』(弘文堂書房、1937年)288頁。

⁽⁷⁾ 使用者の選任・監督上の過失が大きいとき過失相殺を認めるべきである。または、賃金の低廉、労務の過度、企業施設の不完備、規律の乱れなどが加害行為の原因になっていることを根拠として過失相殺の理論(類推)適用することが考えられる。我妻榮『事務管理・不当利得・不法行為法』(日本評論社、1937)178頁。

⁽⁸⁾ 森島昭夫『不法行為法講義』(有斐閣、1987年)31頁。

⁽⁹⁾ この「固有責任」とは、使用者が肩代わりした実質保証債務ではなく、使用者にそもそも固有の帰責根拠があるので、使用者その固有の根拠から第三者に対して責任を負うということの意味する。平野裕之『不法行為法(第3版)』(信山社、2009)260頁。

⁽¹⁰⁾ 窪田充見『不法行為法(第2版)』(有斐閣、2018)224-225頁、平野・前掲注(9)文献260頁。神田孝夫『叢書民法総合判例研究 使用者責任』(一粒社、1998)258頁。潮見佳男『不法行為法Ⅱ〔第二版〕』(信山社、2011)50頁等。

第3に、不真正連帯債務者間の求償関係を根拠とする見解である。使用者と被用者の損害賠償義務が不真正連帯債務であり、逆求償の問題を不真正連帯債務者間の求償関係と位置付ける。不真正連帯債務者における負担部分を定める基準として、過失の割合だけでなく、結果発生に対する加功度や原因力などの諸要素も考慮すべきであると説明する⁽¹¹⁾。

第4に、不当利得を根拠とする見解である。中原太郎教授は、715条1項の使用者責任の根拠は「他人の活動の支配・統御による自己の活動の目的の実現」に求められるべきであるとする。使用者は、強い支配・統御を受けて行為するにすぎない被用者との内部関係において負担を課されるべきである。

使用者・被用者間の関係は、両者間に存在する契約関係（典型的には労働契約関係）に定められた権利義務分配に基づき、その契約の趣旨に即してどのような負担分配が要請されるかという観点から規律されるべきである。使用者・被用者間における法律関係に従って適切な負担分配がなされてなければ、使用者に法律上の原因を欠く利得を認められ、被用者は被用者に対して不当利得返還請求権を根拠とする逆求償を行使できるとする⁽¹²⁾。

以上の諸見解は、異なる理由を根拠とするものの、使用者にはそもそも内部的な関係で最終的な負担の割合（固有責任）がありうることを肯定する点で共通する。

（3）労働法における議論－労働者の軽過失免責説

労働法上の学説によれば、使用者・被用者間に労働契約が存する場合、使用者・被用者間の負担分配について、被用者の軽過失は通常労働義務の履行過程に随伴するものである。使用者は軽過失を予測してそれにより生じる危険への分散措置（保険制度や価格機構等）を講じることが比較的容易である。そのため、被用者に通常の過失があるにとどまる場合、使用者の求償を行使することは許されないとする見解がある⁽¹³⁾。

一方、被用者に重過失がある場合には、使用者がその重過失により危険を回避、分散するのはそれだけ容易でないことから、労働者は一定の責任を免れない。また、高価な財貨の扱いなどにより重大の損害が生じた場合、信義則上、労働者の生存権保障の理念からすれば、被用者の生活に大きな不利益をもたらさないように、労働者の責任を制限する必要がある⁽¹⁴⁾。そうすると、被用者の重過失の場合に、その責任範囲は、使用者の損害への分散措置、被用者の賃金と損害額のバランスなどの諸般の要素を考慮して、適切な範囲に制限されるべきである⁽¹⁵⁾。この範囲を超えて被用者が被害者に賠償した場合には、逆求償も可能である。

4. 本判決の評価

（1）逆求償の可否について

以下、本稿は逆求償の可否について、本判決の法律構成、従来の裁判例との比較と、従来の学説との比較・関係を中心として、

⁽¹¹⁾ 椿寿夫「判批」判評116号（判時525号）（1968）120頁。

⁽¹²⁾ 中原太郎「事業遂行者の責任規範と責任原理（十・完）－使用者責任とその周辺問題に関する再検討」法学協会雑誌129巻10号（2012）261-262頁。

⁽¹³⁾ 川井健『現代不法行為法研究』（日本評論社、1978）102頁。

⁽¹⁴⁾ 細谷越史「労働者に対する損害賠償請求－茨城石炭商事事件」別冊ジュリスト197号63頁。西谷敏『労働法〔第三版〕』（日本評論社、2020）227-228頁。

⁽¹⁵⁾ 西谷・前掲注(14) 文献228頁。

逆求償が認められた理由付けを分析する。

a. 本判決の法律構成

本判決は、①使用者責任の趣旨と、②使用者から被用者への求償が制限される場合との均衡という二点⁽¹⁶⁾をあげて、逆求償を肯定した。

まず、本判決は、715 条 1 項の使用者責任の趣旨として、「使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあること」と「自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさせる危険を増大させていること」を挙げている。前者は、いわゆる報償責任原理に対応し、後者はいわゆる危険責任原理に対応する。この 2 つの原理を根拠に、使用者が被用者との関係で利益帰属主体及び危険管理主体であるとし、損害の一部を転嫁させるのは損害の公平な分担の趣旨に符合するので、使用者の固有の責任部分を肯定する。

また、本判決は、使用者から被用者への求償が制限されることとの均衡も逆求償の承認の理由としている。昭和 51 年判決に従って使用者から被用者への求償権の制限の可能性を肯定するとしながらも逆求償を否定する見解にたつと、使用者が先行して第三者に対して損害賠償を行った場合と被用者が第三者に先に賠償した場合とで、同一の事象であるにもかかわらず、被害者が使用者と被用者のどちらに提訴の対象として選択するかという責任の判断と無関係の事情によって最終的な負担の割合が異なることになる⁽¹⁷⁾。このような帰結は不公平である。このような不公平な結果を避けるように、逆求償が認められるべきであると判示する。

b. 第一審・原審判決及び先行裁判例との比較

(i) 信州フーズ事件・本件第一審判決との比較

前述した信州フーズ事件で裁判所は、使用者と被用者の損害賠償債務が不真正連帯債務であることを前提に、一方の債務者が自己な負担部分を超えて賠償債務を履行した場合には、他方に求償できると判示した。不真正連帯債務者における負担部分を決める基準について、いわゆる報償責任を基準として使用者の負担部分が存在するという点を肯定した。本件の第一審判決は、ほぼ同様な法律構成をとる。ただし、本判決が報償責任原理のみならず危険責任原理も根拠に挙げて使用者の負担部分を肯定した点は、本件の第一審判決や信州フーズ事件の論理構成と異なるところである。

本判決は、使用者が最終的な負担部分の存在を肯定するという点で、信州フーズ事件・本件の第一審判決と共通する。しかし、本判決と信州フーズ事件・本件の第一審の判決の着目点及び論理のロジックとは異なるところがある。信州フーズ事件・本件の第一審判決は、使用者・被用者間の関係の法的性質から、逆求償を不真正連帯債務における求償権として肯定した。本判決は、使用者責任の趣旨（報償責任・危険責任原理及びこれに基づき損害な公平な分担）を出発点として、使用者の固有の責任部分の承認を公平に適うという理由により逆求償を肯定した。

(ii) 結婚式運営会社 A 事件との比較

前述した結婚式運営会社 A 事件で裁判所は、本判決と同様に、①使用者責任の帰責原理である報償責任・危険責任原理、②使

⁽¹⁶⁾ 舟橋「判解」ジュリスト 1553 号 (2021) 91 頁。山本周平・北大法学論集 72 巻 1 号 (2020) 186 頁。

⁽¹⁷⁾ 舟橋・前掲注(16) 文献 92 頁。

用者の求償が制限されることとの均衡を理由として、逆求償を肯定した。本判決と異なるのは、同事件では裁判所が、労働契約関係における被用者が使用者の指示に従って行為するにすぎないことから、被用者の責任負担を制限すべきであると判示した点である。

(iii) 原判決との比較

本件の原判決は、本判決及び本件第一審の判決と異なり、①使用者責任の代位責任の性質に着目して、使用者の固有の責任部分の肯定と従来の通説としての代位責任構成と矛盾したこと、②単なる信義則、使用者責任の趣旨などを逆求償の根拠とすることはできないと判断した。

本判決は、使用者責任の性質（代位責任なのか固有責任なのか）に拘らず、使用者責任の趣旨を理由として、使用者最終的な負担部分の存在を肯定した。

ただし、本判決の論理の展開は、原審の判決で挙げられた以上の逆求償を否定した理由を覆すほど十分な説得力を持つとは言い難い。説得力を高めるためには、本件の原判決で提示された二つの問題についてさらに説明する必要がある。まず、原審理由①を覆すために、代位責任の立場をとりつつ使用者の固有の負担部分を認める理論上の障害はないということを示す必要がある⁽¹⁸⁾。原審理由②を覆すために、なぜ使用者責任の趣旨や使用者の求償が制限されることとの均衡を逆求償が認められる根拠とするのが十分であるのか

について明確にすべきであるとする。

(iv) 昭和 51 年判決との整合性

本判決は、使用者の固有の責任部分の存在を肯定した。これまでの最高裁判決はこの点について明らかにしていなかった。昭和 51 年判決は、使用者が「損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度」内でのみ、被用者に対して求償することができる⁽¹⁹⁾と判断した。この判示をどのように理解するかという問題と逆求償の可否の問題は結びついている。昭和 51 年判決によれば以下の二通りの理解が可能である⁽¹⁹⁾。

(a) 使用者はそもそも実体法上全面的な求償権が存在し、その権利の行使が例外的に信義則という一般条項により制限されるという立場である。

(b) 使用者の最終的な負担割合を観念する立場である。その固有の責任部分が存在するために、使用者の求償が制限されるのが原則となる。昭和 51 年判決の「損害の公平な分担という見地から」との判示は、使用者の最終的な負担割合に着目し過失相殺における典型的な使われた言葉であるので「実体法上の賠償請求権が一定範囲に限定される」⁽²⁰⁾と理解する。また、使用者が「損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度」内で、求償することができるという点からすれば、使用者の求償権を制限するのが原則である

⁽¹⁸⁾ 学説では、代位責任の立場と使用者の固有の負担部分との間に齟齬はないとする見解がある。例えば、中原説によると、従来の通説の理解が否定され、715 条 1 項の使用者責任の成立の前提としての「被用者の不法行為」という要件は「被用者における不法行為責任の成立」を意味しないことになる。使用者の責任の追及について、715 条 1 項の使用者責任が問われる場面があり、補充的には 709 条に基づき使用者の過失責任が問われる場面もある。715 条 1 項の代位責任規範にしても、709 条の過失責任規範にしても、その目的は、直接の加害者の行為を責任負担者の事業活動に包摂させ後者の答責領域に組み込むことにある。使用者責任の成立は被用者の不法行為責任の成立を必然的にもたらさない。従って、使用者から被用者へ被害者の損害賠償について全額的に求償できるわけではないこととなる。中原・前掲注(11) 文献 186-187 頁、212-213 頁。

⁽¹⁹⁾ 窪田・前掲注(9) 文献 223 頁。

⁽²⁰⁾ 窪田・前掲注(9) 文献 223 頁。

と考える⁽²¹⁾。

昭和 51 年判決の判旨からはどちらの理解をとるのか不明確であったところ、本判決は、(b) の立場を取ることを明らかにした。

もつとも、昭和 51 年判決は、求償が制限される根拠を信義則という一般条項に求める。本判決は昭和 51 年判決の判断の枠組みと異なり、信義則に言及していない。その理由は、本判決が使用者の求償を制限するのは使用者の固有責任を肯定していることにある点を強調するためだと考えられる。

c. 従来 of 学説との比較

本判決は、使用者が被用者との関係で最終的な負担部分があることを肯定する点から、従来 of 学説と一致する。特に、報償責任・危険責任原理から使用者の負担部分が肯定することで、前述した固有責任説と共通する。異なるのは、本判決は逆求償が認められる法的根拠を明示していない点にやや曖昧さが残る点である。これに対して、従来 of 学説では、前述 3 (2) の通り、不当利得や、不真正連帯債務における求償等を根拠として使用者の負担部分 of 法律上 of 発生原因について明示した見解が見られる。

(2) 逆求償が認められる範囲

a. 逆求償額 of 判断について

本判決は、逆求償 of 具体的な額をさらに審理させるために本件を原審に差し戻した。使用者と被用者 of 最終的な負担割合がどのように考えるのかという点は残され

た問題となる。

本判決は、逆求償が認められた範囲について、昭和 51 年判決を踏襲し、使用者 of 求償が制限されるのと同様 of 諸要素を考慮した。すなわち、①事業に関するもの (その事業 of 性格、規模、施設 of 状況)、②被用者に関するもの (その業務 of 内容、労働条件、勤務態度、加害行為 of 態様)、③使用者に関するもの (加害行為 of 予防又は損失 of 分散) といった各種 of 要素を列挙し、「諸般 of 事情」 of 総合考慮により、被用者・使用者間 of 内部的な負担 of 割合を決定するという柔軟な基準である。

このような要素は前述した中原説に総合的である。同説によれば、使用者・被用者 of 負担部分 of 根拠は両者 of 間に存在する具体的な法律関係に求められるべきである。例えば、本件 of 使用者・被用者間 of 労働契約 of 関係であれば、求償関係を使用者・被用者間 of 契約関係に根拠を求め、労働契約内部 of リスク負担分配原理に還元されるべきことになる⁽²²⁾。「損害 of 公平な分担」や「信義則」とは、まさに労働契約における公平・信義則であり、本判決が逆求償額 of 判断について挙げられた諸要素は、労働契約内在的な負担分配において考慮されるべき要素であると理解できる。

民法 715 条 1 項が想定する使用関係は様々であり、労働関係に基づく使用関係のほか、多様な法律関係が存在する。本判決は、逆求償額について、統一な根拠を提供するものというよりもむしろ考慮すべき諸要素を使用者 of 負担部分を決する基準として提示するものである。この判断基準は、

⁽²¹⁾ 山本・前掲注(16)190頁。

⁽²²⁾ 中原説によれば、51年判決が援用する「損害 of 公平」ないし「信義則」は、労働契約内在的な負担分配 of 要請を意味するとし、同判決が挙げる諸要素は、労働契約内在的な負担分配において考慮されるべき要素であるとされる。中原・前掲注(11) 文献 262頁参照。本判決は、逆求償額 of 判断について、51年判決で挙げられた使用者 of 求償が制限されるのと同様 of 諸要素を考慮すべきであることを判示した。そのため、本判決が言及していた「損害 of 公平」や「諸般 of 事情」も、労働契約内での負担分配原理における公平や考慮要素であると考えられる。

使用者の責任負担が事案によって使用者・被用者間に存在する異なる法律関係に基づき、その法律関係に定められた権利義務分配及びその法律関係の趣旨に即して適合的な負担分配から判断すべきであることを意味すると推測できる。その意味で、本判決の判断は妥当である。

本判決は、個々の使用関係の趣旨に応じて、列挙された各要素を考慮して使用者の最終的な負担割合を判断するという基準を示した。大事なのは、具体的な事案において具体的な法律関係におけるどの要素が考慮の対象となるべきか、列挙された諸要素がどのようなウェイトにおいて評価されるべきか、といった問題である⁽²³⁾。これらの判断が裁判所の裁量に委ねられている。

補足意見では、本件のような貨物自動車運送事業に関する事案において、使用者・被用者間の労働契約関係に即して、まず重視すべき要素は何なのか、具体的にはどのような事情を考慮すべきかについて、重要な説明がなされている。

b. 補足意見について

本件では、裁判官3名の補足意見が、使用者・被用者間の負担割合の判断についていずれも被用者の負担割合を限定する必要性を指摘している。前述したように、労働法の学説では、労働関係における被用者の責任(重過失の場合⁽²⁴⁾)を限定する見解が従来から指摘されていた。補足意見の立場は、このような労働法学説と一致している。使用者のY社と被用者のXの間に労働契約があることから、労働契約における当事者の負担分配を論じた労働法学説の

立場は参考にされるべきである。

菅野裁判官・草野裁判官の補足意見によれば、本件において考慮すべき各要素について、一番重要なのは、当事者「各自の属性と双方の関係」である。その補足意見では、使用者・被用者の双方の属性と関係に基づき、「通常の業務において生じた事故による損害について被用者の負担部分」について、僅少なものとなることが多く、零となる場合もありうると判示した。ここで、当事者「双方の関係を考慮する」と示されているのは、使用者・被用者間の労働契約関係に基づいて使用者・被用者における負担割合を判断することだと理解できる。また、被用者の負担部分を僅少または零となりうるのは、労働法学説上、被用者の労働過程に通常随伴する軽過失による被害者に対する損害賠償責任を免責し、被用者の重過失による損害賠償責任を限定する見解とも一致している。

また、補足意見では、危険を内包する貨物自動車運送事業において、「各自の属性と双方の関係」について、具体的にはどのような事情に基づいて、なぜ被用者の負担割合を限定すべきかが説明された。

①当事者双方のリスクの分散能力の不对等性。菅野裁判官・草野裁判官の補足意見は、自然人である被用者Xと比べて、大規模企業であるY社が運送業務において生じた事故による損害負担というリスクに対して、合理的に対応・分散することが可能であるから、被用者の負担部分を限定する必要性を指摘している。

②任意保険未加入。いずれの補足意見も、Y社が任意保険に加入していなかったという要素を理由に、被用者が保険会社からの

⁽²³⁾ 久須本 かおり「判批」、愛知大学法学部法経論集 226号(2021)92頁のほか、高井洋輔「判批」民商法雑誌 155巻3号(2019)546頁も参照。

⁽²⁴⁾ 本件の第一審判決は、被用者Xの過失は「軽いものであるとはいえず、職業として自動車を運転する者として、その責任は重いものであると評価できる」と判断した。民集 74巻2号138頁。

支援を得られないから、被用者側の責任を限定すべきであることを提示している。また、三浦裁判官の補足意見は、貨物自動車運送事業法等の法令の趣旨を出発点として、使用者の任意保険未加入という事情から被用者側の責任を制限する必要性について説明している。

さらに、当事者「各自の属性と双方の関係」という要素の他に、Xの勤務態度が真面目であること、Xの月収(22万円ないし25万円)と本件事故の損害賠償額(合計2852万余)との不均衡、Y社が「罰則金」の名目でXに40万円を徴収したこと、Xを退職することになった等の事情も加えて、被用者が様々な不利益を受けていたので、被用者の最終的な負担割合を限定する方向で考慮すべきであると述べられている。

以上によれば、補足意見は、貨物自動車運送事業において、使用者と被用者の間に存在する労働契約の特徴に基づき、被用者の負担割合を軽減すべきであることと判断したものといえる。これは使用者・被用者の負担割合を両者の間に存在する法律関係の趣旨に即して適格的な負担分配から判断すべきである立場をとる中原説による説明とも整合的である。

補足意見は、貨物運送事業とその類似する事案において使用者と被用者との間の責任の割合の分担について実務上には重大な影響力を持ちうる。ただし、他の業界において事案についても、同様に被用者側の責任を限定し逆求償を積極的に肯定するのは、まだ検討する余地があると思われる。

※ 本判決の先行評釈として、田中洋・法学教室 477号(2020)141頁、富永晃一・季刊労働法 270号(2020)166頁、水町勇一郎・ジュリスト 1543号(2020)4頁、佐藤康紀・新・判例解説Watch27号(2020)

89頁、細谷越史・新・判例解説Watch27号(2020)257頁、國武英生・法律時報 92巻12号(2020)138頁、河野奈月・ジュリスト 1551号(2020)115頁、大槻健介・経営法曹 206号(2020)107頁、山本周平・北大法学論集 72巻1号(2020)181頁、匿名・労働判例ジャーナル(2020)97号1頁、匿名・労働判例ジャーナル(2020)97号2頁、岡林伸幸・末川民事法研究 7号(2021)61頁、光前幸一・ビジネスガイド 58巻5号(2021)90頁、宮本健蔵・法學志林 119巻1号(2021)15頁、久須本かおり・愛知大学法学部法経論集 226号(2021)67頁、大内伸哉・判例時報 2487(2020)号137頁、大西邦弘・私法判例リマークス 62号(2021)34頁、吉村良一・民商法雑誌・156巻5号(2021)948頁がある。調査官による解説として、舟橋伸行・法律のひろば 73巻(2020)号68頁がある。

※本研究は JST 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業 JPMJFS2102 の支援を受けたものである。